

平成 14 年 8 月 30 日

原子力発電所における点検・補修作業に係わる 不適切な取り扱いの調査について

全国電力関連産業労働組合総連合

昨日、東京電力株式会社は、GEII 社 (General Electric International Inc.) による 80 年代後半から 90 年代にかけての原子力発電所の点検・補修作業において、修理記録等に虚偽を記載するなどの不適切な取り扱いが行われた可能性があるとの GEII 社からの指摘に基づき、本年 5 月末より社内調査委員会を設置して、厳正かつ徹底した調査を行った結果、指摘通りの可能性が 3 発電所において 29 件あったこと、そして、この事実を厳粛に受け止め、早急に全体の事実を解明して原因を究明するとともに、責任の所在を明らかにし、あわせて徹底した再発防止策を講じることを公表しました。さらには、こうした状況下において、自らプルサーマルの早期実施をお願いすることは困難であるとの認識を示しました。

原子力安全・保安院は、これら虚偽の記載などの不正な行為が事実とした場合でも、直接原子炉の安全性に重大な影響を及ぼすものではないと判断していますが、不正な行為の可能性のあることは、原子力発電所の保安体制の不備につながり、ひいては安全上重大な問題に発展しかねないために、安全文化の維持・向上という観点から極めて深刻な問題として捉え、抜本的に改善していくべきとの認識から、厳正かつ徹底的な調査を実施し、事実関係等について明らかにするとともに、必要な対策を講じることをとしています。

電力総連は、平成 10 年に発生した使用済燃料輸送用容器のデータ改ざん問題以降、不正行為等の再発防止や職場風土改善ならびに、原子力安全文化の醸成に努めてきたところであります。

しかし、社会的信頼が大前提である原子力発電において、このような不適切な取り扱いの可能性などの疑念が生じたことは、極めて遺憾であるとともに、私たち働く者としても厳粛に受け止めなければならないと考えております。

また、経営自らがプルサーマルの早期実施の要請を見送ることとした判断は、やむを得ないものと考えております。

電力総連は、事業者による徹底した調査が引き続き行われることを求めるとともに、全容が解明されしだい、再発防止策の確立に向け、労働組合として対応するなど、原子力の社会的信頼の回復へ取り組む所存であります。

以上